令和７年度地域計画　地域懇談会 議事録（要点筆記）

日時：令和８年２月３日（火）午後６時００分　～　午後７時００分
会場：吉川市役所　３０１・３０２会議室
出席者：２１名.事務局（農政課長.農政課職員３名.農政委員会事務局１名）

１．開会

農政課長より開会宣言。

２．挨拶

農業委員会会長より挨拶

３．議事

（１）地域計画のブラッシュアップについて
▽事務局
地域計画は農業を将来へ継続させる為、地域や耕作者が中心となって話し合い、農地を利用しやすいよう次世代に引き継いでいくことを目的としている。計画は策定したら終わりではなく、法律により「年１回以上の進捗管理が義務づけられている。

（２）地域計画・目標地図の変更について
▽事務局
地域計画・目標地図に変更があった際は、原則、地域の耕作者、関係機関を参集し、地域の実情の変化に合わせて見直し・修正を行い、実態と計画のズレを直す作業を行う必要がある。今回について、農振除外による面積変更があったため、報告するものである。

４．意見交換

〇市は現時点で地権者の市内・市外の割合はどのくらいなのか、市で把握できているのか。

▽事務局

詳細資料は本日持ち合わせていないが、担当の肌感覚で回答させていただくと、市内と市外地権者の割合は半々程度である。２０数年前は市内地権者が非常に多かったが、相続等の理由により、市外に住む地権者が非常に増えていると感じている。この傾向は今後も増えていくと考えている。

何故、吉川市は市外地権者が多いのかについては、その理由の一つとして「５反要件」の存在が挙げられると考える。農地が少ない地域において、以前は周りの市町村にある農地を買い求める傾向が強く、吉川市もその過程の中で多くの市外地権者が農地を購入した事実があった。現在は５反要件は廃止されているため、農地を取得する人は減っているが、それらの名残もあるのではないか。

なお、吉川市に限らず、日本の農地の多くが「口約束による賃貸借」であり、時代が変わっても残り続けている。国では、２０年以上前に「利用権設定制度」を創設し、吉川市においても多くの地権者と耕作者がこの制度を利用してきたが、数年前の法改正により、利用権設定は昨年度をもって廃止され、現在は、「農地中間管理事業」に移行している段階である。

この制度は物納が認められず金納のみであるため、中々、切り替えが難しいところである。こういった要因も踏まえ、市内においては農地の集約・集積が進んでいない。

▽埼玉県農林公社

農地中間管理事業事務を担当している。農地中間管理事業については、地域のキーパーソンとなる人、例えば、農業委員や大規模面積を耕作している人が中心となって声を挙げてもらうと、事業が円滑に進む傾向にある。

本日ご出席の皆さまから是非とも農地中間管理事業について検討していただき、地域に周知してもらいたい。

▽事務局

今後、農地集約集積が進められる見込みがあるエリアがあり、国等の補事業を導入する場合、あらかじめ「地域計画の基盤整備事業への取組」欄にエリアを記入する必要があるので、この場でも、後日でも構わないのでご連絡をいただきたい。

5.その他

▽事務局

今回の地域懇談会は、地域計画策定後、初めての開催機会であったことや農業委員、推進員の皆さまが入れ替えにより、地域計画策定の経緯を御存じなかったこともあり、対面開催で実施した。今回のような農振除外による面積変更など軽微な変更については、国マニュアルにより、書面開催が認められているため、来年度以降については、軽微変更は書面開催とし、大きな変更があった場合、例えば、補助事業を導入する、既存の補助事業対象エリアの変更や修正などが生じた場合は対面開催とする。

そのような形でよろしいか。(参加者から異議なしの声あり。)